平成２５年（フ）第１３１号
千葉県富里市七栄650番地1976
債務者　吉岡　重保
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４９号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井１丁目１番６ブリエ酒々井101
債務者　門間　美雪（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５４号
千葉県印西市松崎406番地２
債務者　矧沢　美香
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５８号
千葉県八街市榎戸663番地55
債務者　中澤千鶴子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７１号
千葉県八街市八街ほ667番地22
債務者　龍崎　信夫
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７９号
千葉県佐倉市鍋山町36番地19　ベルピア京成佐倉第２―103号
債務者　山本　俊助
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５号
千葉県香取市佐原イ2933番地１　長谷川アパート１
債務者　中村　仙次
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１６号
千葉県旭市鏑木2669番地２　鏑木住宅５号棟１号室
債務者　実川　　清
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１７９号
高知県香美市物部町久保高井135番地
債務者　平川　絢也
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８９号
高知市一宮徳谷13番43号　ヴィラクレスト103
債務者　矢野　あず
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０９号
高知県南国市大埇甲1324番地１　シティハイム上ノ坪201号
債務者　田原　貴美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１３号
高知市越前町１丁目４番２号
債務者　上岡　史孝
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３２号
高知市万々483番地
債務者　西村カヨ子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０３７号
札幌市南区川沿12条４丁目６番50号　サンコーハイツＡ―Ｆ号
債務者　馬屋原琴乃
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２４号
札幌市西区八軒５条西10丁目４番12号　エステートタムラⅡ―103号
債務者　笠井　敦司
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４３号
札幌市白石区本郷通12丁目南１番１号　アドバンス本郷202号
債務者　久保田文子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６０号
札幌市中央区宮の森１条15丁目５番12―408号
債務者　鈴木　孝招
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部